

島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画（案）に関するパブリックコメントに対する県の考え方

NO	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p><b>【4. 事業所が工賃向上に取り組むための課題と対策】</b>                      事業所において工賃向上に必要な技能、特に営業に関するスキルや能力が不足しているのではないかと。今後、営業スキル・能力を高めるためにどのように取り組むか。</p>	<p>県は、営業スキル・能力など事業所の経営力向上の取組などを(NPO)島根県障がい者就労事業振興センターに委託して実施しています。同センターにおいては、事業所職員向けにマーケティングや価格戦略などをテーマとした研修を実施しているほか、個別の課題については専門家派遣を実施しています。</p> <p>また、同センターの職員は、事業所支援を実施する際に必要となる専門的な技術・知識を習得するための研修を受講しスキルアップに取り組んでいます。</p>
2	<p><b>【2. 令和3年度～令和5年度 工賃向上計画の評価】</b>                      国内賃金の上昇が見込まれるなか、障がいのある方の1時間あたり工賃の向上も目指すべきである。また、年度ごとの工賃水準を比較しやすくするため、毎年度の工賃は月額だけでなく1時間あたり工賃も記載してほしい。</p>	<p>事業所がより高い工賃を支払えるよう取り組んでいくことは重要ですが、利用者が参加できる生産活動は年齢・体調等にも大きく左右されます。利用者のさまざまな事情に合わせた生産活動の機会を提供した結果として、1時間あたりの工賃があまり増加しない事業所もあると考えます。</p> <p>なお以下の理由により、毎年度の1時間あたり工賃を算出・記載するためには、事業所に対し利用者全員の就労時間の把握・報告を求める必要があります、このことは事業所にとって事務負担が大きいため毎年度の1時間あたり工賃は記載していません。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>各事業所の工賃実績については、令和4年度までは時間額、日額、月額から選択して県へ報告することとされてきました。県全体としての時間額の平均を算出するためには、日額または月額で報告した全ての事業所について利用者全員の就労時間を把握する必要があります。</p> <p>また、令和5年度からは厚生労働省通知の改正により、月額のみを報告することとなりました。このため、県全体としての時間額の平均を算出するためには、全ての事業所について利用者全員の就労時間を把握する必要があります。</p>